

彩都東部地区地権者協議会会則

(名 称)

第1条 本協議会は、彩都東部地区地権者協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 協議会は、組合施行による土地区画整理事業の事業化に向けて、準備組合を立ち上げるための合意形成を図ることを目的とする。

(対象区域)

第3条 協議会は、別図「対象区域図」の範囲を対象区域とする。

(会 員)

第4条 会員は、対象区域内に存する土地の所有者及び建物所有者又は借地権者とする。

(活動方針)

第5条 協議会は第2条の目的を達成するため次の活動を行なう。

- (1) 地権者意向の把握
- (2) 勉強会の開催
- (3) 事業化検討アドバイザーの募集・選定
- (4) 土地利用計画素案・事業化プラン案の検討
- (5) その他、目的を達成するために必要な活動

2 前項の活動については、必要に応じて部会を設置することができる。なお、部会の取り組み状況について、役員会、総会に報告するものとする。

(役員等)

第6条 協議会に次の役員を定める。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名（副会長が兼務）
- (4) 会計監査役 1名
- (5) 理事 8名程度

- 2 役員は協議会において会員の中から互選により選任する。
- 3 役員の職務は以下のとおりとする。
 - (1) 会長は協議会を代表して会務を総括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長がかけたときはその職務を代行する。
 - (3) 会計は協議会が第 5 条に定める活動を行なうために必要な金銭の収支を管理し、役員会、総会に決算報告をする。
 - (4) 会計監査役は会計を監査し、役員会、総会に報告する。
- 4 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で交代する場合は前任者の残任期間とする。

(総会の運営)

第 7 条 総会は会長が招集する。

- 2 総会の議長は会長がこれにあたる。
- 3 総会は、協議会の最高意思決定機関であり、次の各号に掲げるものを審議議決する。
 - (1) 会則の制定及び変更
 - (2) 役員の選任
 - (3) 解散
 - (4) 土地利用計画素案・事業化プラン案の決定及び変更
 - (5) 前各号に定めるものの他、活動方針及び協議会の運営等に関する重要な案件
- 4 総会は、会員の過半数以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 やむを得ない事由のため総会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の者（他の会員または生計を同じくする者）を代理人として表決を委任することで出席とみなす。

(役員会の運営)

第 8 条 役員会は会長が招集する。

- 2 役員会は、第 6 条の役員で組織する。
- 3 役員会の議長は会長がこれにあたる。
- 4 役員会は、次の各号に掲げるものを審議議決する。
 - (1) 総会開催に必要となる関係図書の作成等に関すること

- (2) 土地利用計画素案・事業化プラン案の策定に必要な調査、検討に関すること
 - (3) 前各号に定めるものの他、協議会の運営等に関する軽微な事項
- 5 役員会は、役員の過半数以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 やむを得ない事由のため役員会に出席できない者は、他の役員を代理人として表決を委任することで出席とみなす。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は茨木市及び都市再生機構が担う。

(会長への委任)

第10条 この規約に定めのない事項については、会長、副会長協議の上会長が定める。

附 則

この会則は、平成28年1月30日から施行する。

この会則は、平成28年9月2日から施行する。

この会則は、平成29年11月15日から施行する。

この会則は、令和2年7月1日から施行する。

対象区域図

